

改教時報

第十五號

明治三十三年八月一日

大日本佛教徒同盟會綱領

目次

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。

二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固し國家の隆盛を企圖する事。

三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。

四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。

五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。

六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。

七、佛教の精神より基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。

八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。

九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。

十、社會に於ける一切の迷信を駁絶する事。

十一、殖民傳道を獎勵する事。

十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむる事。

◎公認教制度確立に付佛教徒の大覺悟を要す
論說 文學士 本多辰次郎
◎佛教家の慈善事業 百目木智璣

◎社會の制裁

說

◎近江 話會 剣熊法 河内住道青年會 信濃佛教徒
後中郷佛教 親賀會 越

◎盤城 同盤城佛教

社會

◎新條約實施に付て訓告 ◎各宗管長と内務大臣 ◎大派新法主の北海道巡錫 ◎高田派新法主 ◎内地雜居後の注意 ◎慈善財團規則草案決議 ◎宗教と教育 ◎耶蘇教會堂に對する課稅問題 ◎女子教育 ◎教育の發達と地方的感情 ◎高等視學官會議 ◎自由黨の外教徒收攬策 ◎政教俱樂部發會式 ◎雜俎

雜錄

◎第八回佛教夏期講習會概況

◎奧村五百子傳

文學士 秦敏之

公認教制度確立に付き佛教徒の大覺悟を要す

史的の考慮を抛たしめ、政治的の考慮を誤謬に陥らしめたり
是れ政府か宗教問題を持て餘まし大に困難する所以にして又
予輩の飽まで争はんと欲する所以なり、政府の迷惑予輩も亦
之を氣の毒に思ふと雖、而も政府が最初の考慮を誤りて自か
ら困難に陥るゝたるものなれば、固より自業自得なり、予輩
は其誤謬なる考慮の犠牲となることが能はず、
予輩の公認論を主張するや、其意只権利の存する所を確めん
とするのみ、公認教制度成り、而して後佛教安泰なりと思ふ
ものあらば、是れ實に予輩の本旨に反するものなり、而して
現今の佛者か大に公認論を主張して予輩に雷同するものあり
と雖、其意或は公認教を以て佛教保護策と爲すもの多きに居
らざるか、固より佛教を公認せば佛教擴張の補助は暗々裡に
来るへしと雖、佛教公認は決して擴張安泰の原因とならざる
なり、若し佛教の公認を以て斯の如きものと爲すものあらば
寧ろ今日に於て之を中止せんことを望むものなり、予輩はか
る味方の寧ろ減却せんことを望むものなり、
予輩は此に於て大に有爲なる佛教徒の大覺悟を促かすものな
り、即ち佛教の特權を公認せられすんは止まざるの勇氣と實
力とを養成せんことはれなり、勇氣とは何ぞや、曰く囂々た
る世論を恐れさるの勇氣なり、然れども又盲目的の蠻勇には
非るなり、予輩は近時公認教に反する世論の蠻々を聞きて、益
々勇氣の鼓動せなるもを覺ゆるなり、かの公認教と國教論と
の區別を爲さずして、盲目的に予輩を非難する無學者は措て
論せず、やゝ有力なる反對論は、佛教公認を以て文明の潮流

政府は今年の議會に宗教法案を提出すべきや否やは一問題なり。雖、洩れ聞く所によれば政府は社寺局員をして大に其草案の終了を急かしめつもありとの事なれば、或は次期議會にて法案の提出せらるゝことあらん、而して此法案なるものは如何ある性質のものなりやは未だ容易に知るへからず、社寺局長斯波氏は頗る公平なる考慮を有し、我國の歴史より推し、又一班の法理上より論し、又現今の政略上より究むるもの、基督教と佛教とは到底同一の待遇を爲すべきものに非ずとして、二教の間に劃然分界線を置きて之を講究しつゝありしに、近來外交問題を擔き出して公認教を非難するの徒多く、世等に公認すへしといへる議論は一山寺務所の輿論となり、世加ふるに佛教者中にも曖昧的支明派中々に多く、遂には有力問も之を文明的なり、其本山には人ありて大に之を賞讃しぬる一派の役僧連をも動かして遂に基督教と佛教と同時に同本山の役僧連自身も亦俄かに文明家となり丁せるより、遂に内閣よりの干渉も多く、到底其議論の行はるへくも見ぬされ社寺局内に影響を及ぼし議論紛々として定まらざる際、又は、今日在りては、公認非公認論は寧ろ内閣の盲目的英斷

に反するものなりと爲けものは是なり、若し佛教公認論を主唱する事どか文明の潮流に反するものならんには、予輩豈之を排斥するに於て人後に譲らんや、借問す文明とは何ぞや、是れ予輩か其定義を一言にして下す能はざる所なり然れども文眞は進歩を以て骨子とし學藝術を以て花とすとは是れ予輩の眼に映したる文明なり、近時世に流行する文明論者の文明つとめ、實は其根なきものなり、是れ佛蘭西人か交際場裡の霸王と呼ばれたる三四十年前の歐洲に行はれたる文明なり、而して日本現時の自稱文明者も亦正しく此文明に醉倒して華胥の夢今盛なり、其佛教公認論を主唱するは文明國民の感情を害もとて、未た調査の行き届かざる外教をも佛教と同時に公認せよといへる議論の出るも亦偶然に非るなり、うも進歩人は苟めにもかゝる御世辭は唱へざるなり、而して其文明は必ずしも御世辭のみに依て得らるゝものに非ず、文明は己れの權利を捨つるの謂に非ず、丈夫ある英國民健全なる獨乙明を以て我國民を軟化せしむるの具となんとするものなり之を破るは眞個文明を解したるもの、責任なり是れ予輩の勇氣大に鼓動せらるゝ所以なり、

に任するの考なりと、是れ只風設のみ、然れども此風設は又思ひ當らざる所あきに非す、若果してかゝる重大ある問題を以て學術的、組織的の頭腦にあらすして、徒らに内閣の盲目的英斷に任すとせば、其結果或は予輩の所論と反対に出づるやも計り難し、是に於て予輩は佛教徒の大覺悟を促かさんとするなり、

大覺悟とは何ぞや、曰く竹槍的筵旗的に政府を威嚇せんとするの謂に非す、政府をして佛教が歴史と勢力とによりて現に有する特權を確認せしめ、又一朝にして確認せられすんば幾十年に亘るも其特權を公認せられずんば止まざるの勇氣と實力とを養成せんとの覺悟是れなり、而して此大覺悟は組織的教育を受け深遠なる智慮あるものに非そんば爲し能はざるべく老人には望少なくして青年に望み多かるべし、予輩は現今の有爲なる佛教徒殊に青年が此大覺悟に任せんことを望むるのあり、

予輩の佛教公認論を唱ふるや他なし、即ち佛教が我國風を助け我文化を補ひたる歴史が確かに他宗教より好遇せらるべき権利あることを信すればなり、佛教が現今に於て有する勢力は確かに他宗教より待遇せらるべきの権利あるを信すればなり、之を政府の方面より見れば、歴史的に之を待遇すべき義務あることを信すればなり、而して佛教徒の溫ににして能く政府の命令を奉し、異教國の信徒の不穩にして常に國際的威嚇によつて政府を驚かすことは、遂に政府をして歴

對しては慈善救護の道を講し、佛教信徒たるの資格を以て社會の進歩文明の傳導に資するか如きは、實に是れ實力養成の方法にして又佛教をして公認教たらしむる最上の必要品なり是れ勇氣と相俟ちて缺くへからざるなり

この實力養成は佛教各宗相競ひ相輔けで共に完成せんことを勉むべく、又一朝にして成り難きのことなれば、佛教青年たるものは、殊に策を遠大に運らし、大覺悟を爲し、以てかの政府が誤謬の政策をたむることに於て一日も猶豫すへからざるなり、

人論 説

佛教家の慈善事業(上)

本多辰次郎

世には慈善は自己の爲なりとて、宗教者が慈善事業を爲すは須らく宗教者が自己の信奉する所の教法を布教せん事を目的とし、其手段の爲に社會的慈善的事業を爲すべし、善を爲すが爲け慈善事業を爲すが如きは常人の所爲にして決して宗教家の盡すべき所にわらずと論するものあり、又之に對して大に之を駁して、自己の宗教を弘宣せんが爲に慈善事業を爲すが如きは頗る卑むべき利己心に出づるものにして取るに足らずとし、斯る利己心より爲す慈善事業は、寧ろ積極的に卑むべき偽善なるが如く論する人あり、其等の人の考にては必や慈善事業は決して弘教の方便とが手段とかの爲に營むべきに

あらず、慈善事業夫れ自身を神聖とし目的として行はん事は努めよといふあるが如し、又或論者は曰く、宗教者の事業は内に貯ふる信念を基礎とす、敬虔なる信念を蓄藏する人士が、一言一行は皆大悲の慈光の發露する者にして、自ら慈悲の行と爲る者之れ宗教家の慈善事業にして、斯くの如くな要するに何れにあても可なり、然れども何れも皆極端に走れるの説といはざるべからざるなり、次下に於て此三説に對して少しく批評を試みて、而して後余が見解を表白する所あるべし、

佛教家が自己の信奉する宗教を傳導せんが爲に其方便として慈善事業を爲すは可なり、然れども是にあらずんば不可といふは誤れり、慈善其事を目的として慈善と爲すは人道の本義に稱へるもの、如何に宗教家なればとて之を斥くるの理由あるあし、姑く佛教家より見るも、佛道あるものは決して珍しき異を立つるの教にはあらず、佛道はもと人道のみ、然らされは人間社會に用なきなり、人々咸く人道の大義を履践せし、慈善の心に住するに至らば、此娑婆即寂光の淨土なり、佛心といふも大慈悲に外ならずとせば、假令佛教を弘通せんとの心は其間に少しう存せずとも、慈善事業を爲す當体直ちに佛心の發現せるものとするに何の不可かあらん、此人即菩薩を行するの人といふへからざる理由有らんや、

又次に慈善は慈善夫れ自身を目的として行ふへしといふ説の

不可無きは余か上に陳へたる所にて明あり、されど此等の論者か布教を目的として慈善事業を爲す者排斥して、之を輕蔑し恰も偽善なりといふに至りては余は其意を知るに苦む試みに斯る論者に問はん、自己の信する宗教即佛教者か佛教を弘布せんと欲するは惡事なりやと、又問はん慈善的事業を爲すは惡事ありやと、若し然らば、其目的とする布教も善なり、其手段とする慈善事業をも善なり、善の目的を達せんか爲に、善の方便を用ふ、之を如何ぞ卑劣ある偽善なりといふを得んや、昔は目的は手段を恕すといふ小格言あり又實行せられしを開く、如何に世は進みたりとて、善事を爲す爲に善事を手段に用ゐる者を批難し擯斥せんとするは、論者の誤解たるを免れざるへし、されば布教の方便として慈善事業を行ふものは、慈善夫自身を目的とするものと其間に輕重する理由は無かるへきなり

次に慈善事業も内に貯ふる信念より溢れ出たる事なるを要す若し然らざれば宗教者の事業としては左まで賞讃に價せすといふは餘り概なるへし、信念より流れ出たる事業あらは勿論結構なるには相違なし、然れどもかならず然るを要すといふは聊偏狹の嫌なきか、斯くの如き注文に合格する信者、斯る資格を有する慈善家は果して幾千を得らるへき、理想のみ高尚なるは却て實際に益少き場合多し、論者の言或は然らざる無きを得んや、

されば余か見る所に據れば、此三者其積極的主張の方面より觀れば皆可なり、消極的排他的方面より察すれば何れも過誤

を含めるものといふへし、且や此三種の論者は慈善事業を爲すには、何か通常よりも超え勝れて善事を爲す事の如き考ふるは、余か慊焉たらざる所なり、此點に付きては余は慈善といふ名を好まず、斯る考を喜はざる者なり、積極的超凡の慈善にあらずして、普通に人間の守るへき義務と心得られたきなり、此考は高尚なり佛教の教理に據らすと、泰西文明國に於ては業に己に發達し居るなり、超凡絶群の善事と心得るに斯る大層なる事は、世間通途の仁義を守り、他人に迷惑を掛けぬ様に日暮をすれば足れり、其上更に慈善などいふ事すれば猶更結構なるへけれど、爲さずとも差支なしとして居るを以て、社會事業は進ます、感化事業は發達せぬなり、之れ余か大に憂ふる所なり、若し之れを以て義務と思考せんにあり、去れは社會に對する義務といふ觀念の發達したる歐米の就學者は百分の九十以上に上り居るなり、兎角慈善といふ自務を果さるなり、如何なる人も自己の義務を果さざるは心に濟まぬ者なれば、進んで其義務を果すに力むへきは其處に於ては、國より小學生徒より授業料を徵收する事無きあり、されば廢疾等にて、身體上より就學する能はざる者除外は、學齡兒童に不就學者有るは稀なり、統計の示す者に於ては、國に由りて少差はありと雖も、概ね皆學齡兒童の失せぬ我が國に在りては、未だ就學兒童は百分の六十位を示すなり、義務の觀念發達せる歐米に在りては、盲聾の教育は辯き處へ手の届く程行届き居るなり、我邦は決して此等

の教育を爲そと誇り得ざる有様に居るなり、監獄事業、感化事業、育児、救貧、出獄人保護其他百般の社會事業の進歩著しからざるは、他の事情多々あるべしと雖も、一には慈善といふ觀念が兎角に先だちて、一人前の本分以上の善事を爲す如く考ふるの致するもの多きを知るべし。斯る觀念の盛なる間は到底高等なる文明國民といふべからざるあり、又真正なる佛教徒の心得方にあらざるべし、余は切に望む、邦人が速に慈善といふ感念を捨てゝ、社會に對する義務といふ念慮を增長せしめん事を、佛教家に對しては特に此希望を大にモ(未完)

社會の審美
一見卒業

日知錄

皮相の見にして、彼等の胸中隱險なる毒刃を含み、不幸其術計して陥らむか、遂に害毒を全身に被り拯うへがらざるに至る豈然として戒心せざるへけむや、口に道徳を云ふもの未た必もしも徳行家にあらず、表に善美を裝ふもの悉く善人にあらざるあり、若し夫れ一世の師範と目せらるゝの偉人に至りては、表裏玲瓏として一片の汚點を留めず、天地に俯仰して愧る所なく、悠々正道を闊歩して少しも疚しき所なし又何そ表裏を問はん、

道徳の衰ふる必ずしも憂へすと雖も、道徳は社會を離れ、人類を遠かり單獨するものにあらず、道徳の興隆は社會の秩序を保ち、基礎を鞏固にするか故に、これか盛衰は一に社會人類の消長に關す、人生るゝや、獨り棲居するにあらず、父母兄弟、姉妹と共に室を一にし食を同くす、此を以て長幼の序

生し、孝悌の道始めて行はるゝなり、於是乎家族の制成る、
小は一村の部落より、大は國家に至る迄皆此制によらざるは
なし、遂に生存競争の弊起り、人類相互の制裁薄弱なると共に
に、國家は法律を制定し、互に相冒すことをからしめ、以て
社會の安寧秩序を保護するに至る、乃ち人は相欺くへからざ
るもの相守るへきもの、救うへくして殺すへからざるもの
たるとは、意義簡明、何人ど雖も敢て疑を狹まさるへし
若し一度此の綱紀にして紊亂を釀むか、鬪争殺戮、詐僞掠奪
各自の欲する所、其爭ひや底止する時なけむ、噫道義の興隆
德育の策振は社會一日も缺くへからず、人類の由て進むへき
軌道なり、此の軌道によらず、正路に就かざれば、社會の存立
は得て望むへからず、苟も人類にして安全に平和を保ち秩序
ある社會を維持せんとそれは、先づ日常の進退動作、坐臥常住
の末節に至る迄、最も細心留意すへきなり、大行は細理を顧み
すと云ふか如きは是大なる誤謬にして、今日の社會は此等の
人を容るゝ能はざるあり、政治家は動もすれば曰く國家の經
綸を擔ふ策士たるもの何ぞ煦々として末節に拘すべ肯んや、
酒飲むべし、色は漁すべし賄賂何ぞ擇ばんやと、彼等は黃金萬
能時代と稱し、黃金の前には膝を屈し、腰を折り、定見なく、
主張なく、節操もなし、彼等の妻子は往々飢餓を訴るも、
恬として豪も意に介せざるが如く、待合樓上獨り酒池肉林の
豪遊を貪り、眼中曾て國家なく後に柱、左右に美人あるのみ、
國家を賊し社會を紊すもの焉ぞ此等の輩に非るなきを得ん
や、今や社會の道義は地を拂うて去りぬ政治家と云はず、官

四

吏と云はず、紳商と云はず、僧侶牧師と云はず、滔々たる天下比々皆然らざるはなし
近時、三伏の炎熱金を躊躇する時、都門紅塵の裡にありて其暑に堪へずとして、山水明媚の地に向ひ避暑を企るもの、益々其數を増加せり、然れども紳士紳商と稱するものゝ如きは、其志既に青松白沙の間を徘徊し山高水長の風景に嘯き敢て神妓に狎れ、半禽半獸の淺ましき行爲をあすに過ぎず、彼等は豪奢自ら誇り、到る所淳良なる風俗を破壊し花牌を弄し賤めの地をして悪徳の種子を播布し其害や知るべからず、國民の遊隋放恣如此ものあり事少なりと雖も決して看過すべきにあらず涓々たる流水も停滞して汚濁を來す、今や社會に正義の光りなく、至誠の聲なく、舉世昏々として眼るが如く、病むが如く、社會の元氣全く消耗しぬ
洋の東西を問はず、時の古今を論せず、志士劍を提げて革命を唱ふる所以のもの、豈社會墜落の反響にあらずや、佛國の革命は何に由りて起つたるか、國民の奢侈、人心の腐敗、遂に革命を惹起したる一大原因にあらずとせんや、而も革命の由て起る所以のものは、社會の秩序破壊の時にあり、今の時にあたり革命を呼ぶは決して望む所にあらず、今日の革命なる者社會の制裁力を喚起するにあり、道義の廢穢は制裁の薄弱にあり、人心の腐敗は制裁の微力による、現今の社會果して制裁の功を奏すへぎか
人あり、式と死者と對し不肖として之と別れ、すて工賃(こうけい)下比々皆然らざるはなし

近

逆るなし、況や刺劇をや、况や反響をや、彼は依然として死屍を横ふるのみ、是れ死者の死者たる所以なり、翻て我社會に向ひ、制裁の打撃を加へんか、何等の刺擊を生し、反響を起すへきか、社會は正に死者と同一の現狀を呈すらむ、噫社會は死したるか、亡びたるか、此際よく起死回生の大任を盡し、清鮮にして健全なる社會を形らむとするもの、果して何人の手腕に俟つへきか、噫

四

洋の東西を問はず、時の古今を論せず、志士劍を提けて革命を唱ふる所以のもの、豈社會墜落の反響にあらずや、佛國の革命は何に由りて起つたるか、國民の奢侈、人心の腐敗、遂に革命を惹起したる一大原因にあらずとせんや。而も革命の由て起る所以のものは、社會の秩序破壊の時にあり、今の時にあたり革命を呼ぶは決して望む所にあらず、今日の革命なる者社會の制裁力を喚起するにあり、道義の廢颓は制裁の薄弱にあり、人心の腐敗は制裁の微力による、現今之社會果して制裁の功を奏すへざか

金

進るなし、況や刺劇をや、況や反響をや、彼は依然として死屍を横ふるのみ、是れ死者の死者たる所以なり、翻て我社會に向ひ、制裁の打撃を加へんか、何等の刺繡を生し、反響を起すへきか、社會は正に死者と同一の現状を呈すらむ、噫、社會は死したるか、亡びたるか、此際よく起死回生の大任を盡し、清鮮にして健全なる社會を形らむとするもの、果して何人の手腕に俟つへきか、噫。

(七)

洋の東西を問はず、時の古今を論せず、志士劍を提けて革命を唱ふる所以のもの、豈社會墜落の反響にあらずや、佛國の革命は何に由りて起つたるか、國民の奢侈、人心の腐敗、遂に革命を惹起したる一大原因にあらずとせんや。而も革命の由て起る所以のものは、社會の秩序破壊の時にあり、今の時にあたり革命を呼ぶは決して望む所にあらず、今日の革命なる者社會の制裁力を喚起するにあり、道義の廢颓は制裁の薄弱にあり、人心の腐敗は制裁の微力による、現今之社會果して制裁の功を奏すへざか

● 剣熊法話會 全會は數年前高島郡劍熊村の有志諸氏の創立にかかり、爾來今日迄其永續を來せしは、會員諸氏の熱心の致す所なるべし、毎月相會し講話を開き會員の裨益する所少にあらずと、當時にわりては會員の數僅に三四十名に過ぎざりしか今や百八十六名の多きに及び、併進んで各村落に一三の支部を設けんとて、夫々準備奔走中の由、不遠支部の發會式を見るに至らむ、其會則左の如し

第一條 本會ハ劍熊法話會ト稱シ本部ヲ本村大字小荒路懇募寺内ニ置ク
第二條 本會ハ事ラ佛教ヲ擴張シ忠君愛國ノ美風ヲ涵養シ傍ラ慈善ノ舉ヲ起シ
第三條 本會ハ毎月二十日ヲ以テ會員一處ニ集合
第四條 本會ノ旨起ナ擴張セシメントカ爲メ毎年一同大會ヲ開キ學識經驗アル人ヲ招聘シ說教並ニ大演說會ナ開クモノトス
第五條 本會々員ヲ別チテ特別會員、正會員、贊助會員ノ三種トス(資格略ス)
第六條 本會ハ會員貢金ヲ以テ基本財產トシ郵便局或ハ名望アル人ニ預ケ込ミ

殖利ノ法ヲ設グルモノトス
第七條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク
一會長、一副會長、一協贊員、一幹事、一司計、一庶務係

但正副會長ヲ除クノ外總テノ役員ハ兼職スルコトヲ得ズ

第八條 本會役員ノ職掌左ノ如シ(略ス)

第九條 本會役員ノ選舉法並ニ任期ハ左ノ如シ

一會長副會長協贊員ハ正會員中ヨリ互擇スルモノトス

一幹事司計庶務係リハ協贊會員ニ於テ員會中ヨリ擇出スルモノトス

一任期ハ正副會長ヲ除クノ外各一ヶ年トシ滿期再擇スルヲ得

第十條 協贊員會ノ會議則ハ別ニ之ヲ制定ス

第十一條 本會ノ付屬トシテ婦人法話會ヲ設立シ專ラ婦德ヲ養成スルモノトス

但婦人法話會則ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本會ハ正會員十名以上アル地ニハ會員ノ希望ニヨリ支部ヲ設置スル

モノトス

但支部ニ要スル規定ハ別ニ制定ス

第十三條 本會員ニシテ耶師耶教ニ隨從スルハ勿論苟クモ本會ノ面目ヲ汚穢シ

或ハ不正ノ行爲アルモノハ會員相互ニ反覆シ忠告猶悔悟ノ狀ナキトキハ協贊

員會ノ決議ニ依リ直ニ退會ナ命ズルモノトス

第十四條 本會ハ一旦退會ナ命ゼラシ人ト雖玉悔悟ノ狀顯著ナルトキハ協贊

員會ノ評決ヲ經テ再ヒ入會ヲ許スコトヲ得

但本條ニヨリ入會ナストキハ醜金ヲ要セス

第十五條 本會ニ要スル實費ハ正會員ニ賦課シ微收スルモノトス

第十六條 本會ノ臨時資金トシテ金員物品等ヲ寄贈セラル、諸氏ハ寄贈原簿ニ

登録シ本會ヨリ待ニ謝状ヲ贈呈スルモノトス(以下畧ス)

河 内

内

◎住道青牛會の祝賀會 河内國住道青年會の發起にて去月十六日同會本部(三箇本傳寺)に於て内地雜居祝賀會を執行せり今當日の概況を報せんに會場の入口には大綠門を設け之に佛旗旭旗を交叉し堂外には數百の紅燈に各締盟國の國旗を附着したる者を吊し種々の裝飾整ひ而して午後二時を報するや間野闘門師は衆信を率ひて森嚴なる勤行を營み次に正會員總代大川新十郎氏の詔勅奉讀、顧問員總代間野闘門師奮勵を望む

先第一着手として、同村佛性寺に於て演説會を開きしに近郷近在より續々來會し、満堂溢るゝ斗りにして、會員交々出演し政教の關係佛教徒今後の覺悟等に付各得意に詳説したるを以て聽者をして非常に感動を與へしめ散會せり前途頗る有望なりと云ふ、創業は易く、守成は難し吾人は會員諸氏一層の奮勵を望む

越 城

◎中鄉佛教同盟會 中頃城郡中郷村の全會にては去月十七日

同村覺願寺に於て夏季例會を開きしに、會するもの百三十有餘名、午後一時開會尾崎僧顯、高水淨觀兩氏の演説あり、次に渡邊氏の紹介にて、佐々木靈雲、武田惠教の兩氏交に昨今宗教界の大問題たる政教關係等に付、滔々詳論せられ、會員に當り、本會の起るを見る、吾人は大に賀すると共に、益健全に發達せられんとを望むや切なり、該規則を得たは左にかくけん、

の御書立拜讀、贊助員總代西川要造氏の祝辭、大阪佛教壯年會總代石塙前川兩氏の祝辭ありて式を終へ更に演説會に移れり、新井徳水は(開會の辭)廣岡荷穂(臺灣宗教談)本山姓派の潮味祐成(内地雜居に就き佛徒の方針)等の諸師は熱心に辯せられ、最後に長田耕氏の音頭にて萬歳を三唱して午後七時閉會せり當日の聽衆は地方中流以上の人のみにして満堂立錐の餘地なく大に感動の意を表し近來稀有の盛會なりしと因に云ふ、同會にては間野闘門氏が佛教の教理に基き教育の勅語を刊行し廣く世の少年子弟に領へしと云ふ、全會の規約左の如し

第一條 本會ハ住道青年會ト稱シ住道村大字三箇本傳寺ニ置ク

第二條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

第三條 本會ノ目的ニ贊同セラル、人ハ何宗ヲ問ハス入會ヲ許諾スベシ

第四條 勅語を敷衍したる講話を蒐め更に教育の勅語德十と題する小冊子を刊行し廣く世の少年子弟に領へしと云ふ、全會の規約左の如し

第五條 本會ハ正會員十五才以上、三十才以下、三顧問員偕同、三贊助員三十一才以上

第六條 前條ノ目的ヲ遂行セん爲メ左ノ事業ヲ行フス

第七條 本會ノ會計ハ攝河銀行ニ依託シテ之ヲ經理ス

第八條 前條ノ會計ハ攝河銀行ニ依託シテ之ヲ經理ス

第九條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十一條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十二條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十三條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十四條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十五條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十六條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

信 濃

◎佛教徒報國會 長野縣上水内郡富士里村にては、堀内大義、山田孝道宮尾教戒、原山道春、柳原昇、玉井恭俊の各宗僧侶諸氏發企者となり、同村長佐藤和美氏を始め一村四百餘名の公民舉て贊成を表し、咄嗟題號の如き會を組織し去月集會を催し將來の方針維持等に付き協議を凝らしたり

第二條 本會ハ佛教青年者ヲ以テ組織シ鎌城佛教同盟會ト稱シ中村町正西寺内ニ設置ス

第三條 本會ノ目的ニ贊同セラル、人ハ何宗ヲ問ハス入會ヲ許諾スベシ

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第五條 總理堂名 會長壹名 副會長一名 幹事七名 會計三名 書記三名 評議員 第二章 役員

第六條 役員ノ任期ハ各一ヶ年トシ滿期再擇スルヲ得

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第八條 本會ノ目的ヲ達セんカ爲メ左ノ事項ヲ舉行スヘシ

一 每月一回一日法話會ヲ開ク、但シ陽曆五月、六月、七月、八月ハ休會トス

二 春秋二季又ハ隨時ニ高僧若クハ學識名望アル人士ヲ招聘シ演説及法話會ナ開ク

三 有益ナル佛教雜誌ヲ購求シ會員ノ閱覽ニ供スルモノトス

四 政教問題ヲ研究シテ政府ナシテ公認教制度ヲ立テシムル

五 社會問題ヲ研究シテ慈善事業ヲ起シ社會政善ヲ企圖スル事

第六條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第七條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第八條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第九條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十一條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十二條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十三條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十四條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十五條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十六條 本會ハ常分肝煎役五名加談役十名ヲ以テ會務ヲ處理ス

第十七條 會務執行ニ關スル細則ハ役員會ニ於テ是ヲ定ム
第十八條 本規則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非サレバ變更スルヲ得ス

社 會

會

◎新條約實施に付て訓告 愈新條約も實施の運びに至りしに付き、東西兩本願寺及び眞言宗に於ては、其末徒一同へ心得方を訓告せり。即ち本願寺派のは

末寺一般
末寺一 般

條約改訂は源を維新の宏謀開國の國是に發し實に官民積年の宿望たり明治初年以來朝廷は幾多の経費規畫を盡させられ今や全く其功を竟へて之が實施を見んとし辱くも之に關する大詔を煥發わらせ給ふ國家の光輝斯に發揚し國民の福利茲に増進す帝國臣民たる者誰か聖旨を奉戴して恪謹事に從ひ以て新條約の効果を完からしむる所以を思はざるへんや乃ち常に眞俗二諦の宗義を遵奉する我門未僧俗に在ては殊に心を茲に用ひて拳々聖勅の趣旨を服膺し信義を敦くし交誼を重じ苟も國民の品位を失墜し國家の威信を毀損するなきとを努めざるへからず今日の盛事に遭ひ

聖恩の萬一に對へ奉る所以の道蓋し此に出てす若し夫れ固陋頗冥一時の感情に驅られ其言動を粗漫にし其舉止を卑野にし其結果施て國際和好の圓滿を礙るか如きことあらんか啻に國家の罪人たるのみあらず亦た宗門の罪人と謂はざるへからず而して此際特に最も慎重を要すへきは宗教上の感情に對する注意なりとす信教の自由は帝國憲法に於て我臣民に許與せられ新條約亦た之に本き締盟國彼我人民が良心及禮拜に關して享受すべき權利を確認す我門未僧俗に在ては本國に在ると異鄉に在ると論無く宗義を奉守し宗規に

恪遵すべきは勿論なるも信仰を異にするの故を以て外人の享受すべき權利若くは便宜に對し妄に妨害を試み信義を失するが如きことあるへからず大法主殿常に憂慮を茲に注かせらる門末たる者深く尊旨の在る所を體し益々慎重を専どし國家及宗門の爲め進て其本分を盡さんことに努られよ

明治三十二年七月八日 執行長 梅上澤融

又大谷派の訓示は、石川參務より各地方教區の委員に向けて

發したるもの即ち

政教關係の分際を明にし之が制度の確立を希望し之が目的を貫徹遂行せんには先づ派内の一致協同を鞏固にし本山の趣意に従ひ同一の進路を取るより急なるはなし而して各宗合同提携以て政府或は帝國議會に請願すべき場合も可有之裏に本派管長本願寺派管長天台座主眞言宗長者南禪寺派管長方發起として京都に於て臨時各宗管長會議を開設し其結果七宗派の管長方總代と爲り別に選任せる七名の委員と共に議決の條件を携へ目下政府に對し交渉中に有之就ては本山に於ても本年二月十一日の御親示の御趣意に基き書立を制し一般御門末に知悉せしむべき爲め地方に披露致居候場合に有之候抑も書立の趣意を貫徹せんとするに付ては其主旨とする所を明にし之を遵守して一定の針路を取らざるべからず況や柔情を以て老成とし退縮を以て慎重を粧ふが如きは宗門の蠶なり宣く戒慎して而も進取の策を振ひ宗教者の面目に於て耻る處なからんとを要すべし事に候故に左の項目指示に及候條國恩佛恩に奉答するの赤誠より漫に異を立て新を競ふの舉動を慎み流言巷説に惑はざれず着實の行為を以て一層成功を期するの覺悟可有之段及内訓候也

明治卅二年七月十七日 特別教務局長 石川舜台 指示項目

一、法治國たる以上は宗教獨り法律なくして止むべからず此法律は帝國の歴史に據り文明國の成典に則り公認教を

以て適當なる制度と認む公認即公法人と規定せらるゝの制あり是を我教の定論とす

二、内地難居ならざるも猶人道の當然として外人を排斥するが如き云爲あるべからず况や内地難居互に親厚を修すべきの時に於てをや況や苞受して別なき我佛教に於てをや宜しく外人と親睦して國民の品位我教の氣格を傷くるが如きことを慎むべし

三、前二項を實行するには互ひに相戒め相獎め眞俗共に忠孝を以て其常徑として協力同心の方法を定め翼賛の實を舉ぐるを期すべし

また眞言宗の訓諭は左の如し

條約改正の大業全く完成を告げ外國人の内地難居亦將さに來る十七日より實施されんとす蓋し維新以來朝廷は常に聖旨を此の改正に運らせられ臣民亦此の聖旨を奉して經營せり就ては爾後外國人殊に外教牧師の内地を徘徊する者頻繁を加ふへし然るに万ーにも信仰の別風俗の異より彼我的衝突を來し謂れあく彼を侮蔑し若くは彼れか自由を妨害する等の言動有之候ては自然國際の和好を傷くるに到り佛教徒としては甚た以て慚愧すへき所爲に候條教師たるものは克く此趣旨を了し檀信徒末々迄一層懇諭致置き不心得の輩出でざる様深く注意すへし此段特に訓令候也

眞言宗長者大僧正三 神快運

佛教各宗管長總代 中

大谷光尊、森田悟由の二師は日野義淵、弘津說三の兩委員を隨へ去る六日午後二時内務省に出頭したるに西郷内務大臣は

四氏を大臣室に延び小松原次官、斯波社寺局長と共に面會したるを以て兩管長は乃ち左の書面を大臣の前に呈出し尙ほ口

頭を以て其趣意を演述したるに大臣は宗教法に關しては目下孜々調査中あるも内地難居の準備多端にして力を専らにする能はず大體の方針と雖も未たこれを内示するの運びに至り居らざるに付此際佛教各宗に於て何等かの意見もあらは當局者に向ひ遠慮なく披陳せらるる様致し度しと云ひ兩師は其旨を領したる上、更に總代各宗の委員等を大臣に紹介し其儘引取りたる由なり

各宗總代管長より呈出せし申請書(列名は開宗順に據る)近日條約改正實施相成候に付佛教及其他の宗教に對する御方針は既に御制定相成候儀と奉存候就ては此際稍等門末及檀信徒取締上心得置度候條委曲御明示相成度此段特に申請

明治卅二年七月六日

佛教各宗派管長總代

天台宗座主 中山 玄航

臨濟宗妙心寺派管長 真言宗長者 三神 快通

曹洞宗管長 小林 宗補

真宗本願寺派管長 大谷 光尊

真宗大谷派管長 大谷 光瑩

日蓮宗管長 岩村 日壽

内務大臣候西郷從道殿

本派本願寺派は過日上奏案に關し他に意見を異にしたるも其後は全く一致の様子にて佛教諸宗中獨り是等の評議に加はらるものは淨土宗のみなりと云ふ

◎大谷派新法主の北海道巡錫 大谷派本願寺新法主

大谷光演師は去月二十七日東京を出發し北海道巡錫の途に上

◎ 慈善財團規則草案決議 大日本佛教慈善會財團にては去廿一日午前九時より第一回招待の篤志門末と同團創立準備委員との間に於て協議を凝し同規則草案を決議せしが其重なるは左の如し

一 同財團は三十萬圓を以て設立し爾後滿七ヶ年間に四百七十萬圓を増殖募集し豫算總計五百萬圓に至らしむる事

二 財團本部を資本部と改め理事員五名を五十名とし第一回招待の篤志者を以て悉く理事となす事而して理事長及び常務理事は總裁大谷法主に於て理事中より特選する事

而して常用に收納金の三十分一以下とありしを四十分一以下と改めたるよしにて名古屋東京篤志招待の景況を見たる上にて財團發會式を舉行する筈なるが多分九月初旬頃なるべしと右協議を了りし後對面所にて饗應を受け午後一時頃退散し

たるよし

◎ 宗教と教育 過般文部省か高等教育會議に諮詢せし私立學校令は固より缺點無きにあらず、其内最世論の黨々なるは宗教に關する規定に付てなり、此點に付て余輩の意見は己に略述へ置きぬ、爾來猶朝野の間に議論喧しく、遂に法制局に於て或る條項を削りたりとて、文部省との間に行違を生し、種々面倒ある交渉もありたる上相談も纏まりとの話なれど、學制研究會にては豫て宿題と爲し置きしが、愈々否決せりと、依りて伊澤脩二氏は右の決議を齎らして文部省に出頭し、又同會々長子爵長岡謹美氏より建議案を出せりと是等

◎ 慈善財團規則草案決議

◎ 慈善財團規則草案決議 大日本佛教慈善會財團に
周鳳禪師か善隣國賓といへるもの、一言にして此間の消息を
言ひ盡せりといふへし

而して今回新法主巡錫の理由を聞くに明治の初年政府は蝦夷の稱を廢して北海道と改ため開拓使を置き拓殖の業を起し移民を全國に募りしに荒蕪無人の境土到る所蠶煙猛獸の危難ありしを以て之に應する者甚だ稀少なしかば朝議に依り勅旨を大谷本願寺に下して蝦夷開拓の事を獎勵せしめられたり是に於て當法主大谷光瑩師は勅を奉じ海濤を凌ぎ山險を踏み榛莽を披き曠野を經新たに札幌山鼻に別院を創建し更に函館より札幌に到る數十里間に新路道を開き之を本願寺街道と稱し且つ加能越を始め北陸東山の諸國に向て移住民を勧誘せししに應募する者外に多く漸々今日の狀を呈し移住の卒先者は何れも相當の産業を營むに到れり是等の緣故を以て北海道には同本山門徒多く當法主を渴仰するの念深くして今回其の巡教を請ひ止まざるも且下法主は政教問題海外布教等の急務多く少閑を得ざるにつきこゝに新門主は代りて巡錫するととなりしよしにて昨年同地札幌別院住職に補せられし連枝超眞院大谷瑩溫(當法主五男)師も今回新門主と同伴して同地に赴任す

●高田派新法主 常盤井鶴松師の事は本誌屢報道する所なりしが、愈去月二十四日横濱港へ着港せられ、其翌二十五日午後四時五分新橋停車場へ無事安着せられたり、當日は豫て進備に怠り無かりし事とて、同派の道俗は皆旗幟立て整列して歓迎し停車場内は勿論其附近一圓立錐の地も無かりき、當日出迎の重なる人々は、同派老法主常盤井堯熙、本願寺派法主大谷光尊、大谷派新法主大谷光演の三上人、徳川九條兩公爵、近衛公爵夫人、其他親族の方々なりき、又青年佛教徒は大に同師に望を属する故にや、宗派の別なく、歓迎に出たるもの最も多く皆欣然として希望を満足とを以て迎へたり、猶同師は暫時体憇の上直ちに實家近衛公爵邸へ赴かれたり

◎内地難居後の注意 内地難居は、愈實施せられしも直ちに津々浦々まで多數の外人か入り來りて、内地人と擔を並へて住居する者にもあらず、去りて多少の外人は内地へ入り込むは自然の數にして又余輩の望む所なり、然るに地方村落に在りては東京の如き大都會とは異にして、隣保の交際親密にして萬事親切なる代りには、種々の仕來舊例等ありて隨分知らざる新來の外人等に取りては面倒なる事も少からず隨して知らず知らずの間に内外人感情の衝突を惹き起し、遂に椿事の種子を蒔く如き事とも無しとは限られず、斯る間を相方の感情を和け圓満なる交際を遂げしめ行くは、宗教家か任して以て盡力すべきの地なり、此點に付ては神佛耶に拘らずす、其責任を同うすと断言するに憚らす、今後は各宗教共に此等の點に注意して説教に演説に説き示され度きものなり、

◎ 慈善財團規則草案決議 大日本佛教慈善會財團にては去廿一日午前九時より第一回招待の篤志門末と同團創立準備委員との間に於て協議を凝し同規則草案を決議せしが其重なるは左の如し

一 同財團は三十萬圓を以て設立し爾後滿七ヶ年間に四百七十萬圓を増殖募集し豫算總計五百萬圓に至らしむる事

二 財團本部を資本部と改め理事員五名を五十名とし第一回招待の篤志者を以て悉く理事となす事而して理事長及び常務理事は總裁大谷法主に於て理事中より特選する事

而して常用に收納金の三十分一以下とありしを四十分一以下と改めたるよしにて名古屋東京篤志招待の景況を見たる上にて財團發會式を舉行する筈なるが多分九月初旬頃なるべしと右協議を了りし後對面所にて饗應を受け午後一時頃退散し

たるよし

◎ 宗教と教育 過般文部省か高等教育會議に諮詢せし私立學校令は固より缺點無きにあらず、其内最世論の黨々なるは宗教に關する規定に付てなり、此點に付て余輩の意見は己に略述へ置きぬ、爾來猶朝野の間に議論喧しく、遂に法制局に於て或る條項を削りたりとて、文部省との間に行違を生し、種々面倒ある交渉もありたる上相談も纏まりとの話なれど、學制研究會にては豫て宿題と爲し置きしが、愈々否決せりと、依りて伊澤脩二氏は右の決議を齎らして文部省に出頭し、又同會々長子爵長岡謹美氏より建議案を出せりと是等

◎ 慈善財團規則草案決議

◎ 慈善財團規則草案決議 大日本佛教慈善會財團に
周鳳禪師か善隣國賓といへるもの、一言にして此間の消息を
言ひ盡せりといふへし

而して今回新法主巡錫の理由を聞くに明治の初年政府は蝦夷の稱を廢して北海道と改ため開拓使を置き拓殖の業を起し移民を全國に募りしに荒蕪無人の境土到る所瘴煙猛獸の危難ありしを以て之に應する者甚だ稀少なしかば朝議に依り勅旨を大谷本願寺に下して蝦夷開拓の事を獎勵せしめられたり是に於て當法主大谷光瑩師は勅を奉じ海濤を凌き山陰を踏み樺菴を披き曠野を經新たに札幌山鼻に別院を創建し更に函館より札幌に到る數十里間に新路道を開き之を本願寺街道と稱し且つ加能越を始め北陸東山の諸國に向て移住民を勧誘せしに應募する者外に多く漸々今日の狀を呈し移住の卒先者は何れも相當の産業を營むに到れり是等の緣故を以て北海道には同本山門徒多く當法主を渴仰するの念深くして今回其の巡教を請ひ止まざるもの下法主は政教問題海外布教等の急務多く少閑を得ざるにつきこそに新門主は代りて巡錫するとどなりしよしにて昨年同地札幌別院住職に補せられし連枝超眞院大谷瑩溫(當法主五男)師も今回新門主と同伴して同地に赴任す

●高田派新法主 常盤井鶴松師の事は本誌屢報道する所なりしが、愈去月二十四日横濱港へ着港せられ、其翌二十五日午後四時五分新橋停車場へ無事安着せられたり、當日は豫て進備に怠り無かりし事とて、同派の道俗は皆旗幟立て整列して歓迎し停車場内は勿論其附近一圓立錐の地も無かりき、當日出迎の重なる人々は、同派老法主常盤井堯熙、本願寺派法主大谷光尊、大谷派新法主大谷光演の三上人、徳川九條兩公爵、近衛公爵夫人、其他親族の方々なりき、又青年佛教徒は大に同師に望を属する故にや、宗派の別なく、歓迎に出たるもの最も多く皆欣然として希望を満足とを以て迎へたり、猶同師は暫時体憇の上直ちに實家近衛公爵邸へ赴かれたり

◎内地難居後の注意 内地難居は、愈實施せられしも直ちに津々浦々まで多數の外人か入り來りて、内地人と擔を並へて住居する者にもあらず、去りて多少の外人は内地へ入り込むは自然の數にして又余輩の望む所なり、然るに地方村落に在りては東京の如き大都會とは異にして、隣保の交際親密にして萬事親切なる代りには、種々の仕來舊例等ありて隨分知らざる新來の外人等に取りては面倒なる事も少からず隨して知らず知らずの間に内外人感情の衝突を惹き起し、遂に椿事の種子を蒔く如き事とも無しとは限られず、斯る間を相方の感情を和け圓満なる交際を遂げしめ行くは、宗教家か任して以て盡力すべきの地なり、此點に付ては神佛耶に拘らずす、其責任を同うすと断言するに憚らす、今後は各宗教共に此等の點に注意して説教に演説に説き示され度きものなり、

政治の野心を以て宗教を利用し宗教の野心を以て政治に依頼せんとする如きは
我徒の断して與ふざる所なり我徒は聖旨を奉戴し内先つ億心を一にし外善く遠
人に交り以て皇威を八纮に振び皇德を六合に治からしめんことを期するが故に
教育勅語の精神を遵奉し國體に適合する宗教を擁護し道徳の挽回風教の矯正を
計らんと四方同感の士奮て本部の旨趣を贊し續々入會あらんことを敢て祈る
● 雜俎 ● 哲學館にては今回文部省より同館所の設教育部
各科卒業者は、無試験にて師範學校、中學校、高等女學校の
教員たることを得る旨認可せらるるを以て、廣く入學者を募
集する由、● 大榎如電氏は國体上より洋教を不適當とする面
白い意見を發表せり、其一節に曰く
彼か理として説ける一夫一婦の教旨は、之を我國に行ふべ
からざるなり、若し洋教を信する者にして、其天理を崇拜
し果して之を我國に實行せんとせば、知らず識らず、國賊
亂臣の中に陥るの恐あるべし云々、
● 久しく社會に名を忘れられし岡本監輔氏は、深く東洋の時
事に感する所あり、得意の漢文を以て論述したるものを、今回
鐵鞭と題し、不日梓に上せ、世の志士に訴へんとすと、知ら

雜錄

第八回佛教夏期講習會概況（越前敦賀港）

す先づ何人の頭上に向て、鞭撻せらるゝや、●政教俱樂部の生れたるや甚たよし、只吾輩の憂うる處は、政黨の喰物となり、先捧となり、利用せらるゝにあり、宜しく諸子の一願を煩さむ。●政治は之を嚴文に譬ふべく、宗教は之を慈母に譬ふべし、父母和合一致して能く其家を齊ふが如く政教相一致してよく其國を治むるを得べし、只夫れ一致にあり、決して混淆紊亂を許さるなり、とこれ大帝國記者の言、盲目記者の多き世の中に、此言をきく稍々快とすべきなり、●先年大谷派の革新を以て天下の志士を糾合し一時全國を震撼したる所謂白川黨の先輩諸兄、頃日京洛の地に會すべしと傳へ、諸氏か舊草廬に會し團欒膝を交へて往事を語るに際し、懷舊の熱涙は潛然として衣襟を濕ほし、千萬無限の感慨は如何に胸中を徘徊し、泣かんと欲して泣く能ざるものあらむ、京洛由來風光明媚絶佳と稱す、知らず當年の山川猶依然としてよく諸氏を迎ふるや否や、時正に盛夏三伏金を鏠かすの候、幸に諸氏の健全を祈る

● 教育の發達と地方的感情　彼地に遊へる人に聞く
に英倫には、學生間に一ひ地方的會合あるなしと、然るに
我東京には大學を始め各學校に在る者、各府縣各國各其地
方の會合を有せざるなし、甚しきは縣と國と藩と郡とは等
の關係に付し各々會を組織し、何れの會にも大抵同し顔か寄
り集るといふは珍らしからぬ事なり、封建の餘習に由りて然
るものか、見よ等の地方的感情か如何に教育上に影響を及
せるかを、中央の視學局か廢せられて、地方に高等視學官の
設けられしは、此感情の發露にあらずや、大學高等學校の引
張り合の如きは此感情に制せられたる議論ある事は論ずる
此感情も強ち惡しとにはあらず、然れども、感情はもと極
端に走り易きものなり、注意せされは中道を過ぎ、遂には教
育上に害を及ぼすに至るへきなり、かの高等學校建設を争ふ
や可し、寧ろ今一層奮發して、各一校を設くへし、かの大學
を新設せんと引張り合ふ如きは寧ろ感情に走り過ぎたるもの
なり、斯る資あらは進んで既設大學の設備を完全にせん事を
力むべきなり、徒らに學校の數を増すも益なきのみ

◎ 高等視學官會議　之れか結果として多きを望むへから
さるは勿論あから、又些益無きにはあらざるへし、殊に今
回は同設置以來初めての會議なれば、之れに由りて事務の
方針等も打合せ、略均一の歩調に出づる基を爲しを得へけれ
は、當局者は慎重に審議して會議の奏功を大ならしめん事を
務められだし、

◎政教俱樂部發會式 兼て噂のありし政教俱樂部に、
愈々事實となりて、去月二十一日午後一時半より神田錦輝館きんくわんにて於て發會式を舉けたり、加藤赳一郎氏開口かいぐを報し早川龍介

しめ、西に松原あり十里の白沙萬株の青松相連りて長へに浪士の英魂を留む、且つ灣を隔て、常宮と相對して神后征韓の威烈を回憶せしむ、而して會堂萬象閣は恰も其中央海濱にあり、青山綠水玻璃の下に集り、萬里の雄風面を拂ひ、而して二旬の講筵人をして微妙の法水に浴せしめ清涼の德風は心中の煩悶ヲ滌除し去る、况んや菩提の花、眞如の月、其折るに任せ、其觀得を放にせしむるに於てをや、豈快ならずや、會員の雲集するもの二百六十名若し地方會員を加へ來らは三百名を踰ゆるに至るもの亦宜なりといふへし且つ會員相互の交情和氣鬱々たるぞ力を信念の修養に盡したるに至りては一段の進歩と謂はざるへからず、若し其詳細なる記事を臚列するに至らば本誌余白の能く盡す所にあらず、乃ち之を講話習に譲りて其概況を報せむか

◎講話 講師の整頓せる本年の如き稀に見る所今其講本と
講師を列舉せむか、島地默雷帥は教行信證大意を講して眞宗
の組織を辨し江村秀山師は古質の要言を蒐輯して之を講し、
權田雷斧師は菩提心論解題の名の下に真言の骨目を示し藤島
了穂師は政教關係論を辨して公認教を主張し清澤満之帥は破
邪顯正の題を以て獨得の宗教哲學の蘊奥を叩き奥田貫照師は
始終必要を辨して諄々として台宗の要義を誨え前田慧雲師は
日本の天台を講し、大内奇巒居士は雜摩經佛道品を講して居
士宗教の本色を辨し脇田堯惇師は日宗の本尊を講し村上專精
師は佛教我觀論と題して「我」觀の發達を詳論し釋宗演師は洪
川老師の手に成れる禪海一欄三十則を提唱せられ大概如電氏
は獨得の老子を講せらる而して會員熱心に謹聽せる本年の如
きは鮮し

まことに今後は朱仁聰の如き者の續々來寓すへきは掌を指すよりも明かなり故に源信寛印二師の如き博聞強記にして且つ深信篤行の人を得んと欲すること今日より急なるばなし十有四日萬象閣上雲集の諸友は諸講師の講演に依て益大法の蘊奥を究め或は靜坐或は談話以て妄念を遮斷し以て信仰上の経験を明了にせられは其益果して如何そや實に歎羨の至りに堪へざるなり嗚呼世人薄俗功利に汲々として共に不急の事を諍ふの今日にして此清淨無我の一團あり眞に人意をして強からしむるに足れりと謂ふべし時正に蒸暑身心強健にして均しく大法の爲めに力を盡くされんことを期す文は意を盡さず略して爲法の衷情を陳じ以て祝辭とす

◎演説會 公開演説を開くこと其區域頗る廣く其回數亦多し敦賀に於て開會すること前後八回必す講師之に臨む聴衆の
出て、熱心に來聽する頗る感そべし而して嶺北は武生、鯖江、
福井金津、三國に至り福井の如きは大演説會二回を開き聴衆
四千人に至る中山地方の如き閉會後に會員出張し又若狭地方
の如き三方小濱高濱に及べり僅かに二週間たりと雖法雨の淵
ふ所頗る大なり

◎軍隊・布教並に監獄教誨等 敦賀聯隊の爲め特に軍
隊布教を開くこと二回前回は權田島地二師後回は村上宗演兩
師而して小濱に於ては大内居士は特に希望に應して監獄を巡
回して教誨を施し且つ又婦人會發會式を行へり

◎教育講習會 敦賀郡教育會の請に應し同地小學校に於
て全郡教員并に教育會員の爲めに講習會を開けり文學士近角

て全郡教員并に教育會員の爲めに講習會を開けり文學士近角常觀氏は宗教哲學を曾我量深氏は倫理學を和田鼎氏は史學断片を理學士石川成章氏は地質學を文學士有馬祐政氏は教育學風の變遷を大観如電氏は一場の講話を演せり

◎信仰經驗談話會等 本年は最も力を此點に用ゐる考なりしか地方に於ける演説會の多きが爲め講師に請ふて力を之に専らにそると能はざりしは遺憾とする所なり然れども今年は會員寄宿會十三軒ありて何れも各宿所に於て講話を交へて親密に之を試みたるもの多し、而して大會を開くこと二回島地權田與田清澤諸師の經驗を聞くを得たり會員亦熱心に述ふるものあり萬象閣樓上纖月眉の如く西山に落つるの時燈下胸襟を披きて相語る其快言ふへからず特に宗演師の如き靜坐を授けらるるの約なりしか日子なきを以て二三之を實行せし人あれど一般として來年を約して分ることなれり、蓋し信仰經驗談は各自の修養には最力あるの庶幾くは今後大に之を發達を期せざるへからず

り、貴顯豪富、車馬を驅り酒色に耽りて又國家を顧みるの違
なし、抑も朝鮮の地と我國とは實に唇齒の關係あり、之をし
て獨立せしめ、之をして我國と相憑らしむるに非ずんば、我
國は到底平和の境を維持し難きに非すや、然らば亡命の韓客
を朝鮮を忘れたるが如玄、よし／＼二千万人の罪丸あるもの
が一人として之が爲に立つものなきあらば、及ばずながら此
老婆一人の力にて之を救はんと、先づ韓人を招きて之を同宿
し、その衣服を與へ其食料を分ち朝野紳士の間に奔走して義
捐金を募る、世人其至誠に感じ、遂に女史をして其目的を達
せしむることを得たるは、當時諸新聞紙上に掲載せる所にして、世人は今尙之を記憶すべし、當時諸新聞紙は奥村女史の
義舉と題して只女史が亡命韓客の爲に奔走したることのみを
記し、女史は全身を捧げて亡命韓客の救護のみに盡力せるも
のゝ如くなしたれども、當時女史の東京にありしは、別に一
大目的ありしなり、即ち朝鮮内地に入りて實業學校を起し、
朝鮮人をして經濟思想を起さしめ、朝鮮をして其國富を増進
せしめ、その蒙昧を開いて文化の境遇に導かんとは是れ實に
女史が畢生の力を揮はんと欲するの目的なりき、女史が亡命
韓客の爲に無限の熱淚をそき、己れを忘れて働きしは實に
此一大目的の爲に奔走せる最も忙はしきときなりき、
爾來女史は決死隊を率ゐて朝鮮光州に入り、死生の間に奔走
して遂に其目的を達し、その實業學校に其子夫婦を監督者と
なして成蹟頗る宜しく、觀察府の監察使、亦大に此舉を贊し

自から其官署に於て春蠶所を開き、女史の令息節太郎氏を聘して諸事を監督せしめ、其功漸く舉らんとす、今や女史の德澤は光州全域に及び、全州の人民女史を崇敬愛慕すること神の如し、豈女丈夫といはざるべけんや。われ女史と交はりある已に數年、其意氣の壯なるに感するほど深し、去月女史肺患を靜養せんが爲に販朝し、今や東都の客寓にあり、われ一日女史を訪ふ、病頗る重きが如し、然れども意氣の壯なる談論の快活なるに至りては毫も舊時に譲ることなし、忽ち足袋をぬぎ足のうらを叩いて曰く、秦さん、之は「國家まめ」です、妾か朝鮮へ行つてから一年半、草鞋を解かなかつた結果です、この通り金の如く堅くなりました、妾がこんな風にやるものですから、隨分付いて行つたものは難義しましたよ、大分死んだものもあります、泣いて計り居て遂には逃げて販ツたものもあります、今残りてゐるものは決死隊計りですと、われ女史の動作の頗る頑冥なるが如くにして、其精神の頗る文明的なるに感じ、殊に女史が國家の爲に其身心を勞し、遂にこの重患に罹りたるを惜み、今や女史の幼時、湖りて聊かその経歴を叙し來らんとす、而して女史の動作の外交に渡るものゝ如きは到底今日に於て記し得べからざるものあり、故に女史の傳を完成せんば女史百年の後に非すんば能はざるなり

●運動會等　十八日之を舉行す和船六艘舳艤相囃み舷を叩きて常宮に至る常宮は神功皇后征韓の時續を解かれしどゝ神社あり神后を祭る古鏡あり是當年の物なり、風色明媚景描くか如し、若して直ちに短艇競漕七回を行ひ勝者賞を受け角力數番喝采湧くか如し次に海岸の拜殿に茶話會を開き福引を行ひ終りて名所鸚鵡石を探り晚涼に乗して歸途に就く開會中の一大活動委員諸氏の勞謝するに餘あり特に地方有志の準備整頓せるものあり短艇三艘を備へて自由に漕くに任せ又海水浴の設備あり講終れば去りて海上に遊ふ實に快絶

●開會式　二十五日之を行ふ式は開會式に同じ出雲路善祐氏閉會の辭を述へ大内居士の演説あり脇田師徳山繁樹氏地方委員戸澤春堂師松原彌之助氏等祝詞を陳へ石川成章氏答辭を述へ樓上茶話會を開き近角幹事謝辞及離別の辭を述へ各來年を期し萬歳聲裡に散解を告げたり

●紀念　今回の講習會の爲め地方に於ける有志の熱心一方ならず長く其威化を保らざる地方の佛教を振興せむかため敦賀に於ては法喜會（會名未定）嶺北に於て佛教同志會を開く計畫にて其主義は青年會と全様にて且つ釋尊降誕會を行ひ又慈善事業を起し、特に内地難居の爲英語の研究より改宗するもの多きを以て佛教主義の英語教授所を設けむとする如き計畫あり又嶺北の如きは一週間つゝ年々講習會を開く計畫あり又若州は敦賀と合併して之を起すなるへし何れも吾人は大に歓迎し長く聯絡して其發達を禱ふこと切なり

●感謝　第八回夏期講習會は此の如く會員に十分の満足を

今音

雖へ地方に感化を歎すごとの力なる比尙附の冥神に、かくに諸講師の熱心なる誘掖と敦賀嶺北若狭有志諸彦賛襄の結果たらすんはあらす茲に謹て感謝の意を表すと云爾

書 告

常盤 大定先生
久保猪之吉先生
服部 躬治先生
新作合編 横山大觀先生書

星月夜

製本美麗紙質良好
定價七錢郵稅二錢

本書は有名ある常盤文學士及方今歌學界を震撼せるいかづち會の錚々たる久保服部の兩君が十二分の同情を以て鎌倉時代の法然道元親鸞日蓮の四大德を歌へる神韻あり讀下の間趣味津々として涼風腋下に起るの想ひあり苟も四聖の流を汲み徳を慕ふ人士及文學に志す諸君は心す一本を購讀あれ

東京市本郷區森川町一一番地

大日本佛教青年會

發行所

佛教徒國民同盟會入會手續

四方同感の諸彦は左の書式に從ひ個人若くは連名を以て至急御申込被成下度候用紙(美濃野十二行、地方部設立の分は地方部へ一通を止め、本部へ一通御送致被下度候)

入會申込書

佛教徒國民同盟會の趣旨に賛同し加盟候也

年 月 日 大日本佛教徒同盟會御中

原籍族籍姓

名印

●信

界 靜觀錄(十二) 因果應報は宗教的自覺なり

●社

●會

說 小學教員諸彦の反省を促かず、公衆衛生に對する議、將來の宗教界

報 各地の景況

改正條約實施に關する詔勅・新條約實施に關する訓令・高派新法主・佛教の公認と放認等

本誌廣告

一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす

一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事

一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一一番地大日本佛教徒同盟會出版本部」とせらるべし

發行所 大日本佛教徒同盟會出版
東京市本郷區森川町一一番地

明治三十二年七月三十一日印刷
(明治三十一年十二月二十六日遞信省認可)